

もったいない! 未来のために
母の視点で **よりも** で見直し
次世代に借金、リスクを残さない

県議会議員

西村久子 県政報告

第30号

発行 西村久子

彦根市甲崎町

TEL・FAX 43-4700

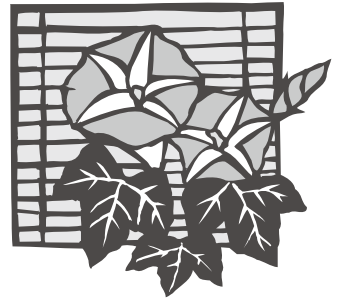
Eメール hisako@country-farm.net



今日 **よりも** 明日

「節電」が義務のごとくに、昼間の電気使用がはばかられます。今年の夏は格別の暑さが想像できませんが、復興に向け国民一致した頑張り精神で乗り切りたいものです。使用電力-15%...でも、猛暑日には、やはりエアコンは必要です。特に、高齢者はご用心下さい。

国、原発、電力会社等々へ、皆さん文句は言いたいでしょう。でも、供給できる電力の絶対数が限られているのですから、もしも停電が起こったらどんな事になるか? 「火の用心、ご用心、戸締り用心、要らない電気は節約いたしましょう。…」子どものころ、拍子木を叩きながら夜回りに歩いた歌の一節を思い出しています。皆のほんの少しの心がけで、この夏が乗り切れたら、脱原発も現実近づきます。ゴーヤ、朝顔、へちま...見事な緑のカーテンに出会うと頭が下がります。せめて、うちわ、扇風機、扇子...日本の夏の情緒を感じられる程度のお天気でありますように.....。どうぞご自愛ください。



6月定例議会一般質問(抜粋)

カルテの無いC型肝炎患者の救済について

予防接種の注射器使い回しで肝炎を発症していたB型肝炎訴訟が全面解決したのはつい先日のごとくであり、被害者にとっては待望んだ国の判断であったと評価します。しかし、薬害による肝炎でありながら原告に加われない多くの患者がいることを再度皆様を知っていただきたいと思えます。

薬害によるC型肝炎患者救済措置法が制定されて既に3年、しかし、今なおその恩恵にあずかれない薬害によると思われるC型肝炎患者が多くおられます。産婦人科でのフェブリノゲンが広く使われていたことによる被害者が大半であります。既に高齢に達しておられますが、発病するまでに非常に長い潜伏期間のあるとされるC型肝炎は、血液製剤を使用した証拠立てを困難にしていることは想像に難くありません。

しかし、肝炎訴訟に勝訴するためには、確たる証拠が提示できないと認定はもらえません。このC型肝炎患者救済措置法の制定に際しては、客観的な証明も可能との厚労省の説明がされておりましたが、現実はそのようには動いておりません。

特定C型肝炎ウイルス感染者救済特別措置法が制定された当時、平成20年5月には、滋賀県においても弁護士会が主催して個別相談に応じておられます。肝炎患者さんの関心の高まる中「自分が法律の救済の対象になるか否か」最初の原告勝訴された大阪弁護団の協力を得て開催のお知らせを掲載した県政報告に、彦根市内からも数人の問い合わせがありました。しかし、どの患者さんもカルテがなく断念されています。

その後C型肝炎患者の支援としてインターフェロンの接種助成が始まりましたが、効果のある方には医療費助成として喜んでいただけたと思っています。

しかし、病状が進み、肝硬変になり肝臓に進行してはインターフェロンの効果もなく、通院では功なく入院、手術を繰り返されて、おのずと治療費が高みます。もっとお気の毒なのは、家族への遠慮、気兼ね、更には子どもへの感染の不安、口外出来ず悩み苦しんでおられるのです。

母子手帳、領収書を保管されていても、フェブリノゲン使用の記録はありません。こうした内容はカルテにしか記録されていません。カルテの保存期間は5年。当時のお医者様は既におられない、現在かかっておられるお医者さんからは、「経過をたどると原因はおそらくお産の時の輸血でしょう...」と言われても証拠にはならないのです。

製薬会社から、昭和40年代血液製剤納品の記録のある病院名が公表されているながら、苦しい患者の救済に結びつかないのです。行政は、弱者に寄り添うもの、こうした苦しみにある人を知りながら何も出来ないままに「住みよさ日本一」を標榜する事は如何なものでしょうか。そこで質問

いたします。

滋賀県内における薬害肝炎患者と思われる患者数、特定C型肝炎ウイルス感染者救済特別措置法によって補償を受けられた方は何人でしょうか。

答 薬害C型肝炎の原因の多くはフィブリノゲン製剤の投与によるものでございまして、その使用が確認された方は全国で14,567名でございまして、しかし、その使用は確認できても薬害患者数は国において把握はしておりません。滋賀県内の患者数についても把握できないのが現状で、裁判により補償を受けた方は6月30日現在で、全国で1,785名です。裁判の秘密性から、患者住所別の人数は公表されませんので、県内の患者数についても把握できないのが現状です。

救済者は全国的には患者の約1割でしかない...とも聞いております。5月31日、カルテの無いC型肝炎訴訟が、東京、大阪、鹿児島地裁と全国3箇所で一斉に提訴されました。新潟においては、知事や県、市職員そして患者団体の協力があつたと聞いています。滋賀県においては、こうした患者救済に向けてどのような働きをされているのでしょうか。

県の独自支援策として、通院費用を薬害肝炎確証の有無に関わらず肝炎患者さんに支給しておられる新潟県の例もあり、ぜひとも本県においても検討いただきたく、また、自らの体力も最早なく、動きのとれない患者さんの立場に立って温かい理解者となって支援していただきたいのですが、見解は如何なものかお尋ねをするものです。

答 薬害によるC型肝炎患者の救済は、国が責任を認め、訴訟により裁判所が法律に基づく給付金を決定する仕組みとなっております。県としては、現在できうる手立てとしまして、平成19年11月から、医務薬務課と県内7保健所に相談窓口を設置し、様々な相談に応じています。相談内容において、カルテのない方からの相談が数件ございました。その方に対して、医師による投与事実の証明など、カルテ以外に投与事実を証明できる一般的なQ&Aや、訴訟弁護団の連絡先等の情報提供を行っているところです。また、肝炎患者の方の身近なところで療養環境を整えることも重要と考えていまして、各2次医療圏内に肝疾患の専門医療機関を整備し、通院の利便性を図っているところでもございます。

感染被害者の方々の救済は、救済特別措置法に基づき救済されていくことが基本と考えています。カルテが無く感染証明の出来ない薬害C型肝炎患者の救済は、裁判所における客観的な証明の仕方など難しい問題がございまして、薬剤投与から年月が経過し、カルテの破棄といった深刻な状況もございまして、議員ご指摘の趣旨もございまして、本県におけるカルテのない薬害C型肝炎患者の方々の個別・具体的相談内容を踏まえて、県として今後、救済に向けて何らかの手だてが講じられないか、検討していきたいと考えております。

滋賀県産米の一層の活用について

環境先進県を標榜する滋賀県にとって、自然環境を維持するためには、なんといっても農業の持続的な発展が必要になります。滋賀県農業は今まで、環境こだわり農業を大きな柱として取り組んできました。その成果は、国においても大きな評価を得、現代に見合うべき農業の姿としてモデル的存在であることは論を待ちません。しかし、新農政に示された環境保全型農業直接支払制度は滋賀県農業を足止めするものであり、県要望にも滋賀県型を認めるよう強い要請がかけられているところであります。先日の代表質問で、6月中にも、いわゆる知事特認取り組みを認めてもらえるようになり、8項目の申請を行うこととしたとの答弁を得ています。先ず、申請された8項目をご説明願います。

答 具体的な提案内容は、まず、温暖化防止に資する取組として、緩やかに施肥の効果が発揮される「緩効性肥料の利用」、次に「堆肥等有機物の投入」、木炭、竹炭等の炭の投入、亜酸化窒素の発生を抑える「硝化抑制剤入り肥料の利用」、それから「デンプンを素材とした、野菜等を植え付ける際に利用する植物由来フィルムの利用」の5項目、そして、生物多様性の保全に資する取組として、「魚のゆりかご水田」および野菜等へ害虫が寄りつかないようにする「バンカープランツの植栽」の2項目、それから最後に温暖化防止と生物多様性保全の両方に資する取組として、「長期中干しと水田畦畔の草刈り」をセットで実施する1項目の合計8項目です。

環境こだわりのハードルが高くては実施は不可能です。特認申請のうち水田において、滋賀県でのお勧めはどのような営農活動でしょうか。

答 申請を行っております営農技術は、いずれも、生物多様性の保全やあるいは温暖化防止への効果が期待されますが、たとえば、作業効率や資材の供給体制等を踏まえると、「緩効性肥料の利用」による取組が面積的にも多く見込まれると考えます。

ところで、滋賀の農産物の特徴は、米主流であること、これは今も昔も変わりません。古くより、滋賀県と言えば琵琶湖と近江米といわれてきたとありであり、生産額からみても米が約6割を占めています。これを生み出す水田があるからこそ、琵琶湖が成り立っているわけで、水田の果たす役割を思う時、その産物である米を軽んじるわけにはいきません。

しかし、現実滋賀県産米がいかに環境こだわり米といえども全国的な評価を得ているかは疑問に思います。米余りの中で、米作りを必要とする滋賀にとってこのところの課題解決が是非とも必要になってきます。米を作り続けるための現在の課題について、どう認識しておられるのか、農政水産部長にお伺いをします。

答 これまでの長い歴史の中で、育まれてきました近江米の生産振興は、常に消費者の皆様へ安全で安心、そして、優れた食味を備えた食材として安定的に提供するため、県として新品種の育成、あるいは生産技術の向上に向け取り組んできたところですが、今日のような温暖化対策はもとより、病害虫にも強く食味の向上や収量の安定を目指し、たゆみなく取り組んでいかなければならない課題だと考えております。と同時に、持続的な生産振興のためには、何よりも生産者の皆様の経営所得の安定対策が重要であり、そのためにも、より多くの消費者の方々から支持いただくことが必要となります。しかしながら、議員ご指摘のとおり、本県の環境こだわり米に対する評価が十分に得られていないという実態も認識しております。

そのような中で、昨年の秋でございますが、国内大手量販店のイオングループが湖北産の環境こだわり米、3,100tを全国の店舗で販売されたところ、特に関東地方では短期間で完売され、食味や価格などの総合的な評価では、「南魚沼産のコシヒカリ」、あるいは「あきたこまち」などの他県産を抑えて、トップにランキングされた、と伺っています。

このような、環境にこだわり、安全・安心で食味に優れた近江米を、今後、さらに県外にも広く情報を発信し、新たな販路を戦略的に開拓していくことが、生産振興につながることを考えております。

収益の上がる特定品目を作付けることは魅力がありますが、高等技術を

必要とするものや設備投資をするものとは違って、広大な面積とかかわりを持つ水稲の作付は、どの地方にでもあるごくありふれた栽培作物であります。その米にブランドとしての価値を持たせることができないものが、一つの提言をしたいと思います。

お米を食べる量が年々減っている中で、最高に栄養価の高い状況でおいしく食する方法として、発芽玄米を給食に取り入れることを提案します。

発芽玄米は県庁食堂でも提供されていますが、それが健康にいいということは農林水産省総合食料局が推薦していることから確認が持てます。



お米そのものは日本の主食であり、外国からも日本型食生活が高く評価されていることはご承知のとおりで、理解ある母親たちによって学校給食にお米を…との声が高まっている今日ですが、玄米は白米よりも栄養豊富であることは、一般的に知られています。

これに発芽という状態をプラスすることによって、発芽時の酵素の働きによって、玄米にもともと含まれていた栄養成分が増え、さらに玄米よりも容易に炊飯することができる便利のものであります。

滋賀県内学校給食で利用しておられる数値は、地域的に偏っており、まだまだ少ない状況にあります。発芽玄米の効用が、関係者に理解されていないと推測されます。そこで、教育委員会において発芽玄米に対する理解、そして給食に対する認識を、教育長にお伺いします。

答 玄米は、米糠の成分が含まれるため、白米よりビタミンB1やミネラル、食物繊維などの栄養成分が豊富に含まれております。また、発芽玄米は発芽時の酵素の働きにより、玄米よりさらに栄養成分が高まると言われておりますので、健康的な食材として注目されていると理解しております。こうした発芽玄米を取り入れた米飯給食は、本県では、現在5市3町で実施されております。今後とも、発芽玄米の特徴や効能について、学校給食の実施主体である市町に対して、あらためて説明してまいりたいと考えています。

私は、発芽玄米の持つ、体にいい食べ物で自給率の向上、生活習慣病の予防で医療費の削減、毎日欠かすことのできない食事を栄養を考えてとることにより両よしに、加えて米を作るということから環境問題の解決にもつながる三方よしと思うのです。そしてもう一つ、これを県外にもブランド発信できないか…という思いを持っています。いま、農業主導型の6次産業化ということが推進されていますが、是非とも滋賀県農政の一つとして米の販路拡大が望めるブランド商品の生産に向け、ご指導いただきたいと願うその可能性について、農政水産部長の所見を求めます。

答 玄米には、米ぬかの成分が含まれるため、白米より栄養成分があり、また発芽玄米は発芽時の酵素の働きにより、さらに栄養成分が高まることから、健康的な食材として注目され、2,000年頃から急成長した市場であります。しかし、その後、販売価格面の問題や様々な新しいタイプの高付加価値の米関連商品が開発されましたことから、2002年をピークに、その販売実績は年々減少を続けています。

一方、本年3月に施行されました6次産業化法に基づきます県内の生産者の取り組みは、これまで全国で244件の計画認定がなされ、その中で、本県の該当者は23件を占めています。そのうち稲作農業者は8件となっており、その中には、例えば米粉を利用したパンや麺による新商品の開発等に取り組む事例も見られるところですが、今後の6次産業化の推進につきましても、議員ご提案の発芽玄米の生産・販売も含め、近江米の付加価値を高めるため、生産者の皆様とともに創意工夫を重ねながら、引き続きブランド力の向上を目指した取り組みを展開したいと考えております。



西村久子事務所

彦根市甲崎町19-1 (稲枝北駐在所より西へ約100m 南側道路沿い)
定例政調会 第1金曜日 午後7時～10時

ご意見を
お聞かせください。 Tel 0749-43-2020 Fax 0749-43-4700

西村久子ホームページ (ブログ)

西村久子 活動日記

<http://nishimura-hisako.net/>

